

# 堅田漁業協同組合文書

(採訪時住所 和歌山県西牟婁郡西富田村)

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考
1	1	明治30	1897			第1		永用録 明治三十年第一月ヨリ(明治27年～明治39年、鰯網、鯉網、鯿網等株分け勘定につき)	漁民惣代 堅田彦平		横帳	1	▼途中紐による綴込み3丁あり▼一部虫食いあり
1	2	明治39	1906					永用録 明治三拾九年壹月以降(明治39年～明治41年、鰯網、鯉網、鯿網等株分け勘定につき)	堅田浦漁業組合		横帳	1	▼綴じ紐なく、料紙それぞれが分離▼貼紙あり
2								漁業組合同規約	堅田浦漁業組合		便箋	1	

## 堅田漁業協同組合文書

### －史料の概要と特色－

「堅田漁業協同組合文書」の採訪地は西牟婁郡西富田村堅田、現在は西牟婁郡白浜町となっている。「和歌山県関係史料の来歴」で記したように、本史料群は当初5点あったが、そのうち2点は借用して『漁業制度資料目録第3集全国篇Ⅱ』に目録が記載された後返却されたとみられ、現在水産資源研究所図書資料館に収蔵されている史料は3点である。

3点の内2点は「永用録」（目録番号1-1、1-2）と書かれた明治27年から41年に至る漁業帳簿で、鰯網、鯉網、鯿網等の網組に編成された組合員毎に、株数に応じて水揚げ代金を配分している。このような漁業組織について「漁業組合規約」（目録番号2）の第37条には次のように定められている。

第三十七条 専用漁業権ノ行使方法ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、 小鰹建切網漁業及ハモ（魚編+長）曳網漁業鯿圍刺網漁業磯打網漁業龍蝦刺網漁業ハ組合員ノ組織セル各其ノ網組ニ於テ之ヲ為スモノトス
- 二、 鯿圍刺網漁業ハ組合員ノ組織セル各網組ニ於テ共同シテ之ヲ為スモノトス

すなわち、小鰹建切網、ハモ（魚編+長）曳網、鯿圍刺網、磯打網、龍蝦刺網のそれぞれで、組合員を網組として組織して操業すること、鯿圍刺網については各網組共同で操業することが規定されている。また、第40条には、網組の漁期の順番を抽選によって決定することも決められていた。

（文責 越智信也）